

Ⅱ 2-10 多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について



平成9年2月10日 8消導第182号の2

平成18年9月6日 18消導第140号

平成21年5月7日 21消導第48号

自走式自動車車庫（自動車の駐車のために供し、車室等に駐車する場合の移動を、自動車を運転させることにより行う形式の自動車車庫をいう。）に係る消防用設備等の設置について、次の1及び2の通知により適切に指導されたい。

1 「1層2段及び2層3段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」

（平成9年2月10日付け8消導第182号の2）

・・・【通知1】

2 「多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」

（平成18年9月6日付け18消導第140号）

※一部改正 「多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置についての一部改正について」（平成21年5月7日付け21消導第48号）

・・・【通知2】

【通知 1】

8 消導第 182 号の 2
平成 9 年 2 月 10 日

各 消 防 署 長 様

消 防 長

1 層 2 段及び 2 層 3 段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について

建築基準法第 38 条の規定による建設大臣の認定を受けた 1 層 2 段及び 2 層 3 段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置の取扱いについては、「1 層 2 段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について（平成 3 年 10 月 21 日付け、3 消導第 149 号の 2）」（以下、「149 号通知」という。）及び「2 層 3 段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について（平成 6 年 11 月 9 日付け、6 消導第 135 号の 2）」（以下、「135 号通知」という。）により運用しているところである。

近年、様々な形態・規模の認定を受けた自走式自動車車庫が設置されるようになってきたことに鑑み、149 号通知及び 135 号通知の全部を別記のとおり改正することとしたので、指導上誤りのないよう配意されたい。

予防部指導課建築係
〃 予防課予防係

別記

1 消火設備に設置について

- (1) 消防法施行令（以下、「令」という。）第13条第1項の規定により、駐車用の部分で1階の床面積が 500 m^2 以上のもの、2階の床面積が 200 m^2 以上のもの又は屋上部分の床面積が 300 m^2 以上のもの、若しくは火災予防条例（以下、「条例」という。）第48条第1項の規定により、駐車用の部分の床面積の合計が 700 m^2 以上のもの又は屋上部分で駐車用の部分の床面積の合計が 200 m^2 以上のものには、当該階又は部分に水噴霧消火設備等を設置すること。

この場合において、自走式自動車車庫の階ごとに次のア若しくはイ又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、移動式の消火設備とすることができるものとする。

ア 壁面について、次のa又はbに該当すること。また、常時外気に直接開放された開口部には、各階の天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。以下同じ。）から 0.5 m 以上のはり又は垂れ壁等を設けないこと。

- a 長辺の一边について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されていることとし、直接開放されている面を隣地に面して設ける場合は、壁面線と隣地境界線の距離は、 1 m 以上とすること。

なお、常時外気に直接開放した部分に手すり等を設ける場合は、手すり部分の見付け面積の3分の1以上の開放性を有するパイプ手すり等とし、手すり等の上端は床面から 1.2 m 以下とすること。

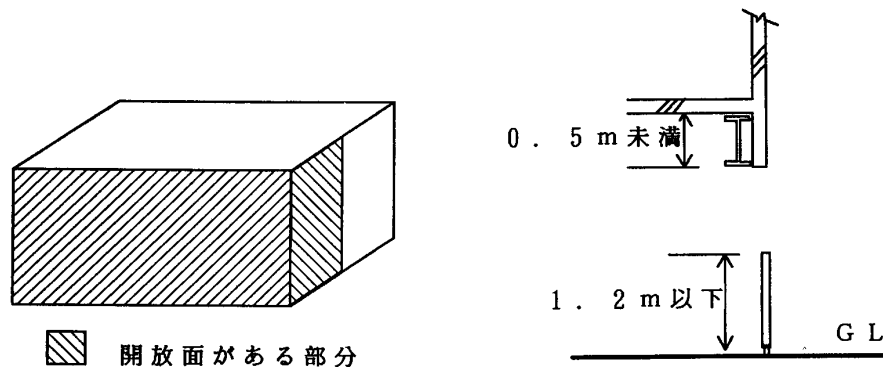


図-1

- b 四辺の上部 0.5 m 以上の部分が常時外気に直接開放されていること。2層3段の自走式自動車車庫にあって、直接開放されている面を隣地に面して設ける場合、壁面線と隣地境界線の距離は、 0.5 m 以上とすること。

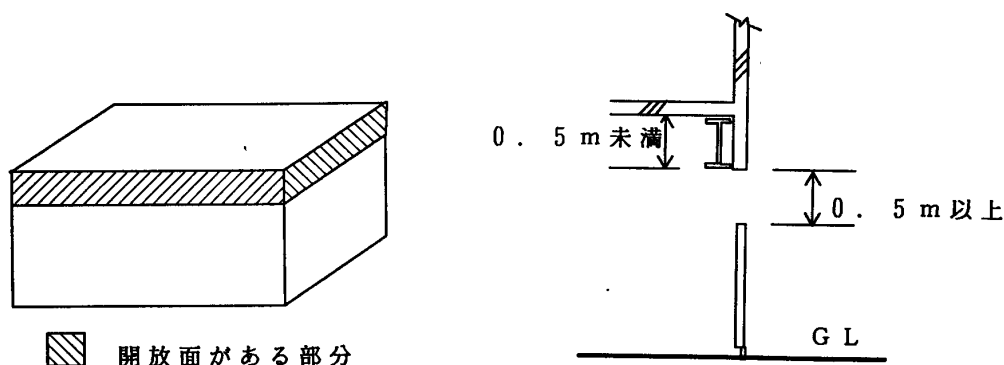


図-2

イ 各階の天井部分の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等（以下、「エキスパンドメタル等」という）の面積の合計が自走式自動車車庫の床面積の15%以上確保されていること（開放部が著しく偏在する場合を除く。）。)

- (2) 前記(1)の場合「駐車のために供する部分」とは、駐車する部分（1階又は2階の天井部分を兼ねる屋上の駐車のために供する部分を含む。）及び自走する車路（屋上へ昇る傾斜車路の部分は除く。）の部分という。

また、階の床面積とは、壁、柱その他の区画等の中心線で囲まれた部分の水平投影面積で、建築基準法の規定に基づく面積をいい、屋上面積の床面積とは、1階又は2階の天井部分を兼ねる屋上の床部分の面積をいうものとする。

2 自動火災報知設備の設置について

令第21条第1項第4号の規定により、延べ面積（当該車庫の延べ面積については、前記1、(2)の床面積をいう。以下同じ。）が500㎡以上のものには自動火災報知設備を設置すること。

この場合において、常時外気に直接開放されている部分から5メートル未満の部分及び車路の部分（エキスパンドメタル等を使用している部分に限る。）については、消防法施行規則第23条第4項第1号ロに規定される「外部の気流が流通する場所」に該当するものとし、感知器の設置を免除できるものとする。

また、自走式自動車車庫の階ごとに次の(1)若しくは(2)又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、非常警報設備及び管理人等の常時人がいる場所若しくは入口等の利用者の目に触れやすい場所に火災通報装置又は電話（公衆電話を含む。）を設置することを条件として、令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備の設置を免除できるものとする。

- (1) エキスパンドメタル等を使用することにより、天井部分について全面的に開放性が確保されていること。
- (2) 壁面について、前記1、(1)、ア、a又はbに該当するものであり、かつ、各階の天井部分の開口部の面積（エキスパンドメタル等の部分については、有効開口面積とする。）の合計が当該階の床面積の20%以上確保されていること。

3 連結送水管の設置について

条例第54条第1項第2号の規定により、屋上に設ける駐車場の用途に供する部分の面積の合計が200㎡以上のものには、当該部分に連結送水管を設置することとされているが、充水用高架水槽の設置に対する困難性、外気に開放されていることによる配管内の凍結等の問題に鑑み、乾式の連結送水管にて支障ないものとする。

4 自走式自動車車庫のうち屋根付きのものに係る消火設備及び自動火災報知設備の設置について

自走式自動車車庫のうち屋根付きのものに係る消火設備及び自動火災報知設備の設置については、前記1から2の例により取り扱うこと。

5 その他

平成9年2月10日において、従前の149号通知および135号通知により、取扱いを受けている自走式自動車車庫については、なお従前の例によるものとしてさしつかえないものであること。

【通知 2】

18 消導第 140 号
平成 18 年 9 月 6 日

各 消 防 署 長 様

消 防 長

多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について

1 層 2 段及び 2 層 3 段の自走式自動車車庫（自動車の駐車のために供し、車室等に駐車する場合の移動を、自動車を運転させることにより行う形式の自動車車庫をいう。以下「自走式自動車車庫」について同じ。）に係る消防用設備等の設置については、「1 層 2 段及び 2 層 3 段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について（平成 9 年 2 月 10 日付け、18 消導第 182 号の 2。以下「182 号通知」という。）」により適切に運用しているところであるが、今般、3 層 4 段以上の自走式自動車車庫が見受けられることから、それらを含め、多段式の自走式自動車車庫における消防用設備等の取扱いについて別記のとおりとしたので、その指導に過誤のないよう配意されたい。

予防部指導課建築係
〃 〃 指導係

別 記

一部改正：21消導第48号

(平成21年5月7日)

1 消火設備の設置について

次の(1)から(5)の全ての基準に適合する多段式の自走式自動車車庫にあつては、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び規則第19条第6項第5号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」に含まれるものであり、また、その他の規定にかかわらず、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置する場合にあつては、移動式の消火設備とすることができること。ただし、1層2段及び2層3段の自走式自動車車庫については、次の(1)から(5)の基準にかかわらず、182号通知の例によることができる。なお、この場合、182号通知中「建築基準法第38条の規定による建設大臣の認定を受けた」を「独立した自走式自動車車庫の取扱いについて（平成14年11月14日付け、国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議。別紙参照）により取り扱われている」とすること。

- (1) 地階が存しないこと。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26に基づき、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。
- (3) 自走式自動車車庫部分の外周部の開口部の開放性は、次のアからウの全ての基準を満たしていること。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分。以下同じ。）であつて、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は有効開口部とみなさないこと（別図1及び別図2参照）。
 - ア 常時外気に直接開放されていること。
 - イ 各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の5%以上であるとともに、当該階の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。
 - ウ 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12㎡以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さの1/2以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部に限る（別図3参照）。）が確保されていること（別図1参照）
- (4) 直通階段（建基令第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。）は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が65m以内に設けてあること。
- (5) 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5m以上の距離を確保

し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ 1.5 m 以上）を設けること（1 m 以上の距離を確保した場合を除く。）。ただし、5 層 6 段以上の自走式自動車車庫については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は 2 m 以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ 1.5 m 以上）を設けること（3 m 以上の距離を確保した場合を除く。）。

2 自動火災報知設備の設置について

前 1 に適合する多段式の自走式自動車車庫については、同(3)に示す開口部から 5 m 未満の範囲の部分は、規則第 23 条第 4 項第 1 号口の「外部の気流が流通する場所」に該当するものであり、感知器を設置しないことができること。

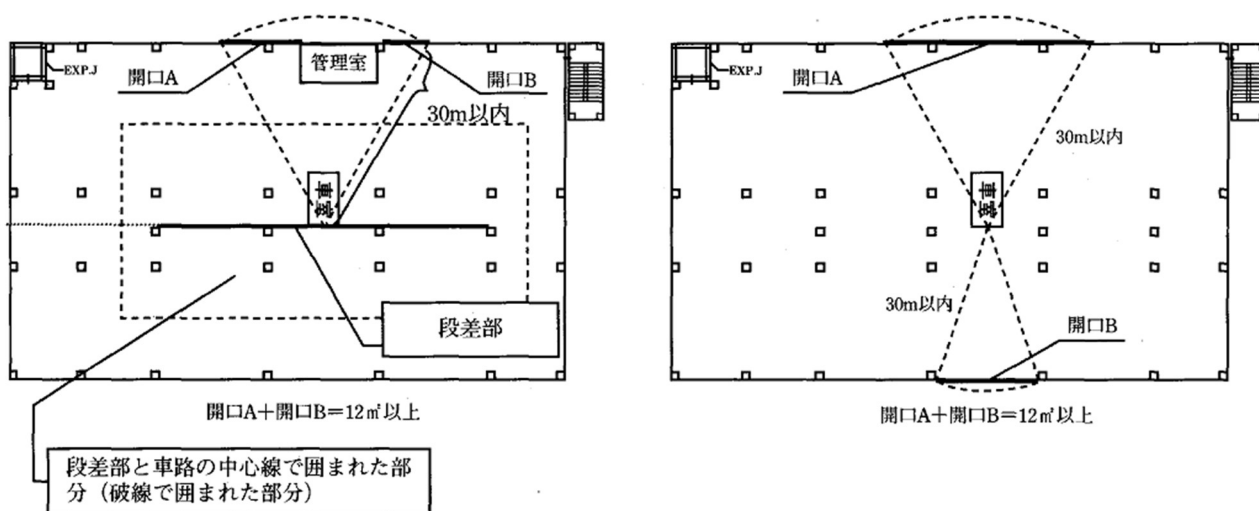
3 連結送水管の設置について

前 1 に適合する多段式の自走式自動車車庫については、給水設備が設置されていない等の理由により充水用高架水槽の設置が困難である場合に限り、乾式の連結送水管とすることができること。

4 その他

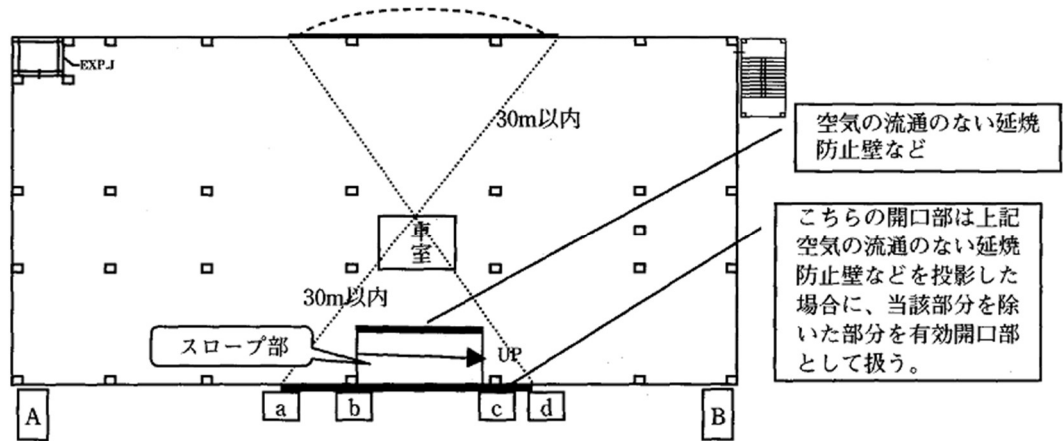
本通知日において、182 号通知による取扱いを受けている自走式自動車車庫については、なお従前の例によることとして差し支えないものであること。

(別図 1)

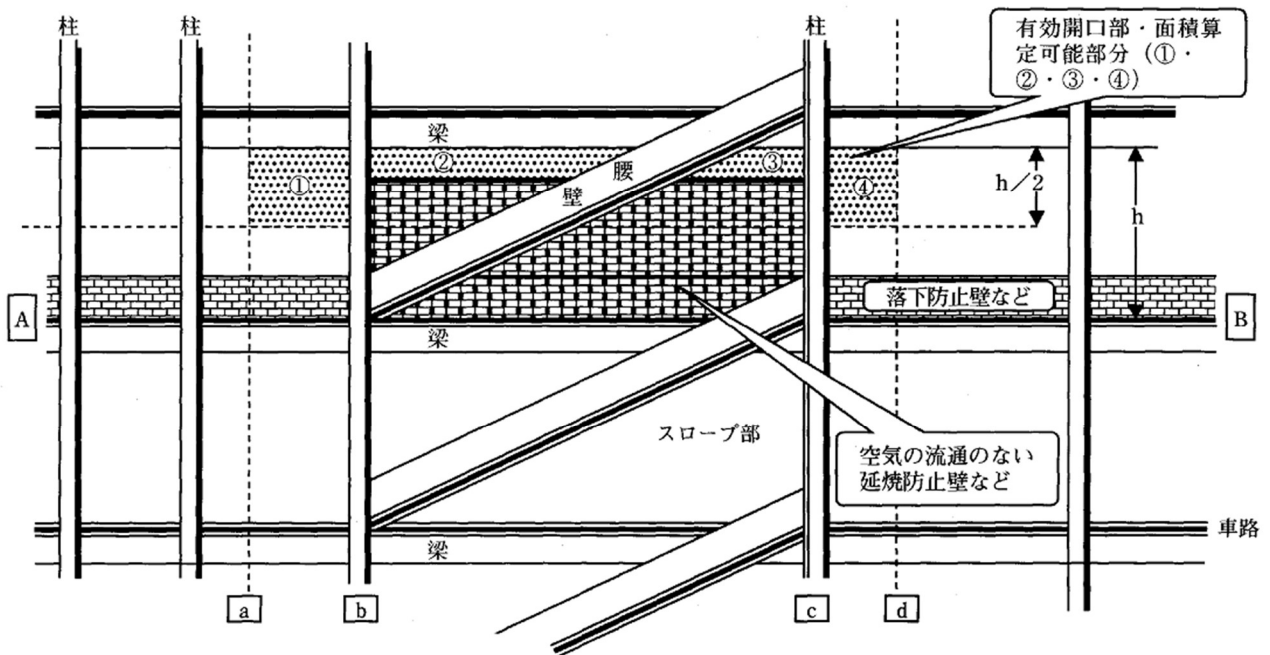


(別図 2)

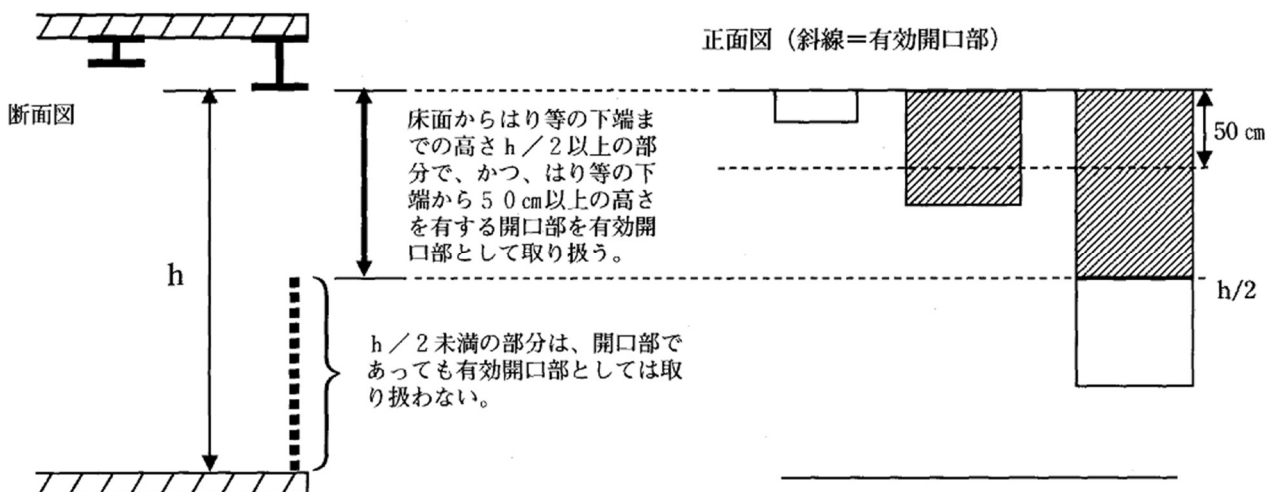
平面図



A-B外周部の拡大断面図



(別図 3)



別紙

平成14年11月14日

国土交通省住宅局建築指導課

日本建築行政会議

独立した自走式自動車車庫の取扱いについて

平成10年6月12日法律第100号による改正前の建築基準法第38条に基づく認定の内容等を踏まえ、平成14年6月1日以降における独立した自走式自動車車庫の建築基準法における防火関係規定の取扱いを以下の通りといたします。

1. 独立した2階建以下の自走式自動車車庫（1層2段、2層3段）の建築基準法における取扱いについて

独立した2階建以下の自走式自動車車庫（1層2段、2層3段）については、これまで建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づき、その防火上の安全性について個別に審査を行い、特殊の材料又は構法として建設大臣の認定を行ってきたところですが、今般、建築基準法（以下「法」という。）における防火関係規定の取扱いを以下の通りとします。なお、下記に示された規定以外のものについては、通常通りの取扱いとします。

記

(1) 法第26条及び第27条、建築基準法施行令第109条の3について

法第2条第九の三及び建築基準法施行令（以下「令」という。）第109条の3第二号に適合する準耐火建築物とすること（床面積150㎡以上の場合）。ただし、(2)の開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

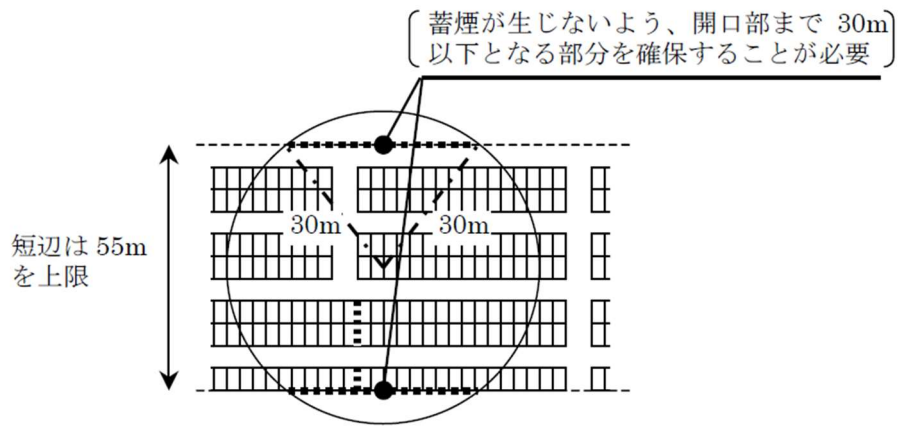
また、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部との間に50cm以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火塀（高さ1.5m以上）を設けること。ただし、1m以上の距離を確保した場合にはこの限りではない。

(2) 法第61条について

下記の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫については、法第61条第二号に該当するものとみなす。

① 各階における外周部の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放され、かつ、外周部の上部の常時外気に開放されている部分の面積が各階床面積の5%以上であること。

② 短辺の長さを5.5m以内とすること。

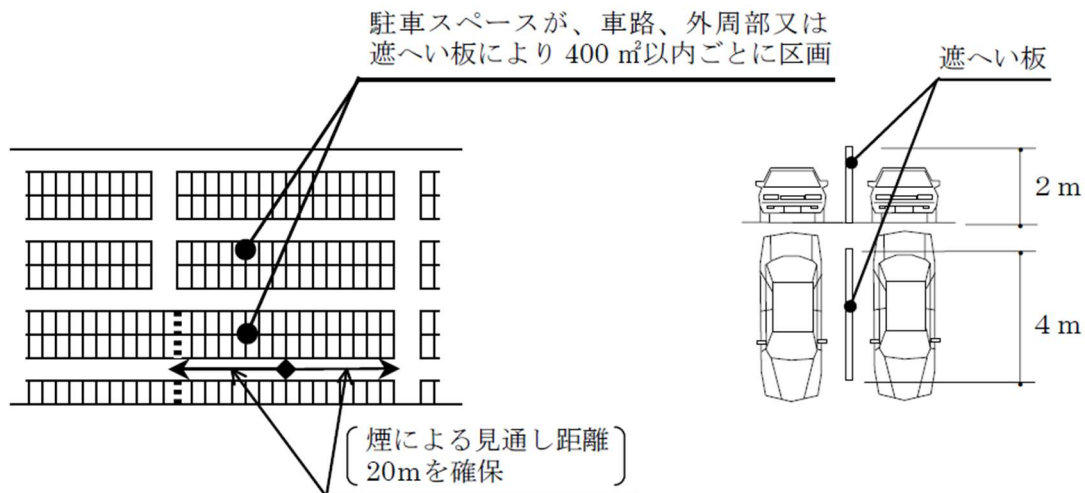


(3) 法第 6 4 条について

開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

(4) 令 1 1 2 条第 1 項について

(2)の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫のうち、駐車スペースが、車路（幅 3.5 m 以上）、外周部又は準不燃材料で造られた遮へい板（幅 4 m 以上、高さ 2 m 以上）により 400 m²以内ごと（車路等の間隔は 40 m 以内）に区画され、かつ階高が 2.8 m 以下の場合には外周部に 50 cm 以上の準不燃材料で造られたスパンドレル、庇、垂れ壁等が設けられたものについては、令 1 1 2 条第 1 項第一号に該当するものとみなす。



2. 独立した 3 階建以上の自走式自動車車庫（3 層 4 段以上）の建築基準法における取り扱いについて

独立した 3 階建以上の自走式自動車車庫（3 層 4 段以上）については、法第 2 7 条の規定により耐火建築物とすることが要求されておりますが、上記に示した開放性を確保し防火上の措置を講じる場合には、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とします。その他の規定については、通常通りの取り扱いとします。